海上工事作業に伴う許可申請手続き等の手引き

平成３０年１月

監修　名古屋海上保安部 航行安全課

海上工事作業に伴う許可申請手続き

第１章　適用法令

第１節　概説
第２節　海域と適用法令

第２章　港則法

第１節　工事作業

１　根拠
２　申請が必要となる港
３　工事作業の範囲
４　申請書の提出の時期等
５　審査基準及び標準処理期間
６　申請書の様式、提出部数
７　申請者
８　申請書の宛名及び提出先
９　申請書の記載要領
⑴　工事（作業）許可申請書
⑵　工期延期許可申請書
⑶　工事（作業）内容変更許可申請書
⑷　使用船舶（機械）変更届
⑸　工事（作業）着手届
⑹　工事（作業）完了届
10　申請書等の書式
⑴　工事許可申請書
⑵　作業許可申請書
⑶　工期延期許可申請書
⑷　工事（作業）内容変更許可申請書
⑸　使用船舶（機械）変更届
⑹　工事（作業）着手届
⑺　工事（作業）完了届
11　申請書の記載例
⑴　工事許可申請書（岸壁改修工事）の記載例
⑵　作業許可申請書（深浅測量、潜水調査）の記載例
⑶　作業許可申請書（ボーリング作業）の記載例
⑷　作業許可申請書（長大物件曳航作業）の記載例

第２節　行事

1　根拠
2　申請が必要となる港
3　行事の範囲
4　申請書の提出の時期など
5　審査基準及び標準処理期間
6　申請書の様式、提出部数
7　申請者
8　申請書の宛名及び提出先
9　申請書の記載要領
10　申請書等の書式
　行事許可申請書
11　申請書の記載例
　行事許可申請書（ヨットレース）の記載例

第３章　海上交通安全法

第１節　工事作業

1　根拠
2　届出等が必要となる海域
3　届出の対象行為
4　届出の提出の時期等
5　届出の様式、提出部数
6　届出が必要となる者
7　宛名及び提出先
8　届出書の記載要領
⑴　工事（作業）届出書
⑵　工事（作業）内容変更届出書
⑶　工作物設置届出書
9　届出書の書式
⑴　工事（作業）届出書
⑵　工事（作業）内容変更届出書
⑶　工作物設置届出書
10　届出書の記載例
⑴　作業届出書（深浅測量作業）の記載例
⑵　工作物設置届出書（公有水面埋立及び護岸設置）の記載例
⑶　作業（工作物設置）届出書（ヨットレース）の記載例

第４章　その他

第１節　港則法適用港一覧
（名古屋海上保安部、衣浦海上保安署、三河海上保安署、中部空港海上保安航空基地の各管内）
第２節　水底土砂に係る判定基準
第３節　名古屋港港域図
第４節　伊勢湾海域図
第５節　三河湾海域図

第１章

第１節　概説

海上における船舶の交通ルールを定めた法律には、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」及び「港則法」の３つがあります。

海上で行われる工事、作業、行事といった行為は、一定の水域を占有し又は通常の船舶交通の流れを乱すこととなり、船舶交通の安全を阻害するおそれがあるため、「海上交通安全法」及び「港則法」により許可、届出等が義務付けられております。

工事、作業、行事の実施者は、海上交通の安全を図るために所要の措置を講ずる必要があり、一般的に工事、作業、行事を行う場合は、安全管理体制の確立、区域標示用標識の設置、警戒船の配備、関係者に対する事前周知等の安全対策を実施し、付近航行船舶の安全を確保しなければなりません。

許可申請、届出に際しては、これらの事項に留意して作成して下さい。

第２節　海域と適用法令

海上において工事、作業、行事を行う場合の適用法令は、次表のとおり、その海域により適用法令が異なり、様式、宛先等もそれぞれ定められています。

海　　域	適用法令と条文	申請様式	申請先（宛名）
特定港又は特定港との境界付近	港則法第３１条第１項（行事は同法第３２条）	許可申請	港長
特定港以外の港則法適用海域又は同海域境界付近	港則法第３１条第１項、同法第４３条	許可申請	海上保安部長 中部空港海上保安航空基地長
海上交通安全法上の航路又は航路周辺海域	海上交通安全法第３６条第１項	許可申請	管区海上保安本部長（海上保安部長経由）
上記以外の海上交通安全法適用海域	海上交通安全法第３７条第１項	届出	管区海上保安本部長（海上保安部長経由）（中部空港海上保安航空基地長経由）
上記海域を除く全海域（地形、水深等が変化する場合）	水路業務法第１９条第１項	通報	管区海上保安本部長

第２章　港則法

第１節　工事・作業許可申請

１　根拠

港則法第３１条 １　特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。 ２　港長は、前事項の許可をするに当たり、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。 港則法第４３条 第３１条の規定は、特定港以外の港にこれを準用する（抜粋）。

２　申請が必要となる港

第四管区海上保安本部管内（愛知県、三重県、岐阜県）での申請が必要となる港は、

愛知県（特定港）・・・・・・・名古屋港、衣浦港、三河港

（特定港以外の港）・・・常滑港、内海港、豊浜港、師崎港、篠島港、一色港、吉田港、東幡豆港、泉港、福江港、伊良湖港

三重県（特定港）・・・・・・・四日市港

（特定港以外の港）・・・桑名港、千代崎港、津港、松阪港、宇治山田港、鳥羽港、波切港、浜島港、五ヶ所港、長島港、引本港、尾鷲港、木本港、

岐阜県・・・・・・・・・・・・なし

であり、この内、名古屋海上保安部で申請を受ける港としては、

「名古屋港、内海港、豊浜港」

の３港になります。

（第四章に掲載の「港則法適用港区域一覧」参照）

３　工事・作業の範囲

⑴　「工事」と「作業」には明確な区別はありませんが、概念的に言えば、「工事」は行為の行われた場所において将来に施設など痕跡を残すもの、「作業」は痕跡を残さないものとして区別しています。

⑵　一般的に工事又は作業と呼びうるものであっても、船内において行われる清掃作業など当該行為の及ぼす影響が当該行為に限られるもので、港内の船舶交通を阻害するおそれがない行為、船舶の離着岸及び荷役作業など港内で通常行われる行為については除外されます。

⑶　定置網漁業を営むために行う網の設置、海苔、かき、真珠貝等の養殖施設用の

竹材、漁具類の敷設、漁礁の設置などは、漁業行為の前提としてなされるものですから、当該行為は作業に該当します。

⑷　潜水して行うスクラップ採取、船底清掃等の作業は、器具使用の有無に関係なく、作業に該当します。

⑸　桟橋、岸壁及び橋梁での工事・作業については、施工上、作業船を使用する場合や、作業資機材の海上落下防止措置、油類等の海上流出防止措置が必要となる場合には、許可の対象となります。

⑹　採水、採泥、潮流観測等のように、調査場所で一旦停止した状態で実施する様な場合は、通常の航行形態とは異なり、他の船舶が避航するなど船舶交通に影響を及ぼすことになるので許可の対象となります。

⑺　特定港内でのえい航は、港則法施行規則第９条第１項「えい航の制限」により「引船の船首から被えい物件の後端までの長さは２００メートルを超えてはならない。」と規定され、同規則第２１条第２項「適用除外」により「あらかじめ港長の許可を受けた場合については適用しない。」とされており、えい航長が２００メートルを超える場合は作業に該当し、許可の対象となります。

４　申請書の提出時期等

工事等の許可申請は、原則として着工日の１ヶ月前に提出して下さい。また他の船舶の交通制限が必要となるような特殊な工事、大規模な工事等を行う場合には、計画段階から十分な説明をお願いします。

５　審査基準及び標準処理期間

行政手続法に基づき、港長及び海上保安部署長等は、港則法に規定する各種許可基準及び標準処理期間を定めており、申請窓口にて閲覧できるようにしておりますので許可申請などを行う場合には事前に確認して下さい。

６　申請書の様式、提出部数

申請書は、所定の様式（Ａ４縦版）により１部提出してください。

７　申請者

申請者は「工事又は作業を行おうとする者」、つまり工事又は作業を実際に施工する責任者です。

即ち、当該行為の実施について指揮監督する権限を有する者を指し、許可に付与された措置命令を確実に履行できる職位と責任のある者でなければなりません。

従って、請負契約を締結し工事等の施工が一任されている場合には、その請負先が申請者となります。

なお、国又は地方公共団体の機関が直轄施工する場合には、港長等への協議となります。

８　申請書の宛名及び提出先等

⑴　特定港に係る申請書は各々管轄する港長、特定港以外の港については、各々管轄する海上保安部署へ提出して下さい。

なお、愛知県内の申請書提出先は次のとおりです。

提　出　先	申請書記載の宛名	申請が適用される港の区域
名古屋海上保安部	名古屋港長	名古屋港
	名古屋海上保安部長	内海港、豊浜港
衣浦海上保安署	衣浦港長	衣浦港
	名古屋海上保安部長	一色港、吉田港、師崎港、篠島港
三河海上保安署	三河港長	三河港
	名古屋海上保安部長	東幡豆港、泉港、伊良湖港、福江港
中部空港海上保安航空基地	中部空港海上保安航空基地長	常滑港

⑵　**事務取扱窓口**

☞　名古屋海上保安部航行安全課第二海務係
〒455-0032 名古屋市港区入船２丁目３番１２号、名古屋港湾合同庁舎別館３Ｆ TEL 052-661-1615（内線 3775）　FAX 052-655-1896
☞　衣浦海上保安署港務担当
〒475-0831 半田市１１号地２番、衣浦港湾合同庁舎３Ｆ TEL 0569-22-4999　FAX 0569-25-5207
☞　三河海上保安署港務係
〒441-8075 豊橋市神野ふ頭町３－１１ TEL 0532-34-0118　FAX 0532-32-6699
☞　中部空港海上保安航空基地港務担当
〒469-0881　　常滑市セントレア１－２ TEL 0569-35-8118　FAX 0569-35-0889

⑶　**事務取扱時間**

受付時間は、平日(月曜日～金曜日)午前９時５分から午後４時３０分迄です。

ただし、閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始１２月２９日～１月３日）は取扱いません。

９、申請書の記載要領

⑴　**工事（作業）許可申請書**

工事又は作業許可申請書の記載項目については、港則法施行規則第１６条に「工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を具して、これをしなければならない。」旨規定されています。

申請書の作成に当たっては、工事作業の種類に応じて工事許可申請書又は作業許可申請書と題記し、次の項目を記載して図面等資料を添付のうえ提出して下さい。

①　種類

工事作業の主な種類を簡潔に記載する。

（例）　潜水作業、起重機船作業、深浅測量、浚渫作業、護岸築造工事、長大物件曳航作業など

②　目的

工事作業の施工目的を具体的に記載する。

③　期間及び時間

海上及び船舶に影響のある護岸上等で実際に実施する期間及び時間を記載し予備日の設定があればその旨も明記する。

（例１）期間を要する場合

平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日（予備日〇月〇日～〇月〇日）〇時〇分～〇時〇分までの間

（例２）１日の場合

平成〇年〇月〇日（予備日〇月〇日）〇時〇分～〇時〇分までの間

④　区域又は場所

ア　工事等を実施する区域又は場所は、海図に表示してある灯台等の著名物標からの方位（真方位）・距離、又は、緯度・経度での表示により特定する。

なお、灯台等の著名物標とは、海図上に明記されている灯台、信号所、煙突塔などの固定物（灯浮標等の移動性のあるものは除く）を云い、灯台の名称は、灯台表（海上保安庁発行）に記載されているものを用いる。

イ　岸壁上又は海域を占用しない岸壁側傍での作業の場合には、海図に表示してある岸壁名に所在地を付して記載する。

ウ　工事等の位置が海図に記載されていない河川工事等の場合には、市販地図等を用いて実施場所の地名、地番、最寄りの橋梁などからの方位（上流、下流東岸、西岸等の別）・距離を分かり易い方法で記載する。

エ　海図の写し等を用いた位置図、区域図などの状況資料を添付する。

（例１）場所が海上の点である場合の記載方法

〇〇灯台から〇〇度〇〇メートルの地点・緯度経度（海上）

（例２）場所が海上の区域である場合の記載方法

次の各点を結んだ線により囲まれた海域

Ａ点　〇〇灯台から〇〇度〇〇メートルの点

Ｂ点　Ａ点から○○度○○メートルの点
Ｃ点　Ｂ点から○○度○○メートルの点
Ｄ点　Ｃ点から○○度○○メートルの点

（例３）場所が岸壁上又は側傍である場合の記載方法

名古屋港○○ふ頭○○番岸壁

⑤　**方法**

ア　実施（施工）の順序に従い図面等を用いて具体的に解りやすく記載する。

イ　次のような場合には､作業状況図又は実施状況図を添付する。

・工事作業の方法が、船舶交通に影響を及ぼすと思われるもの
・大型作業船（浚渫船、杭打船、起重機船等）のアンカーワイヤーの張り方
・工事作業の進捗に伴う作業船等の配置状況
・作業船に積載する資機材等が、作業船の長さ、幅、高さを超えて船外に突出するもの
・夜間作業を伴う場合は、作業時間、作業内容及び方法などについて明らかにする

ウ　火薬類を使用する工事等については、その内容を明記するとともに、爆発による影響範囲を図面等により詳細に表示する。

⑥　**危険予防の措置**

ア　**標識の設置**

工事等を施工するに当たって、作業船、工事区域、海上工作物（設置物）等に標識を設置することは、他の航行船舶に当該工事等の存在を示すとともに注意喚起を促し、船舶交通の安全を確保するために有効な場合があり、これらの標識は、見え易く識別し易いものでなければなりません。

申請書への記載にあっては、設置場所に応じた標識の種類（型式､標体塗色灯色、灯質、光達距離、灯高等）、個数等を明記する。

イ　**安全対策**

工事作業の種類及び実施場所に応じ、次の事項に留意して具体的に記載する。

・船舶交通に対する事故防止対策
・警戒船及び警戒員の配置状況並びに警戒要領（無線・拡声器・赤旗等の使用等）
・作業船（浚渫船、杭打船、起重機船等）のアンカーワイヤー・投錨位置及び送泥管等の設置物に対する事故防止対策
・工事標識等の流出防止対策
・油の流出、汚濁防止のための措置
・資機材の落下、ゴミ散乱等のおそれがある場合の予防措置
・潜水作業、夜間作業等における事故防止対策

・中止基準（風速、波浪、視界等）
・荒天時、夜間及び休日における作業船の避難場所及び待機場所
・海域利用者への周知、調整状況
・隣接場所等で異なる工事等が行われる場合の当事者間の連絡調整状況
・工事説明会の開催及び周知用パンフレットの配布状況
・工事変更、中断等における措置
・浚渫、杭打等海底に振動等を与える作業における磁気探査の実施

⑦　**緊急連絡系統**

事故発生等、緊急事態時の関係先への連絡系統を明確にする。

⑧　**その他**

上記項目に該当しない必要な事項を記載する。

⑨　**連絡先**

工事責任者､現場責任者、担当者等の氏名、連絡先電話番号等を明記し、夜間連絡先も記載する。

⑩　**添付資料**

・現場位置図
・工事（作業）区域図
・工事施工計画図（計画平面図、施工図、構造図など）
・状況図（工事標識、作業船、警戒船配置状況図など）
・使用船舶（機械）一覧表
（又は「船舶検査証書・海技免状・警戒船講習（管理・業務）受講証明書の写し」）
・工事作業に従事する協力業者一覧
・工程表（工事着手から完了までの工種毎に記載したもの）
・工事作業の契約（期間）が判るもの（契約書の写し等）
・他機関の許可書の写し（港湾管理者の工事・水域占用許可書等）
・水底土砂分析表（浚渫土、投入土関係）
・周知用パンフレット
・工事説明会の議事録・出席者名簿

⑵　工期延期許可申請書

この申請書は、既に港長等の許可を受けた工事作業について、工程が遅れ許可期間内に完了せず、完了までの期間を延期したい場合、期間の完了日以前の十分余裕のある時期に、次の項目を記載し、資料を添付のうえ申請して下さい。

①　**工事（作業）名**

②　**許可年月日及び許可番号**

③　**工事（作業）場所**

④　**工期**

既許可期間及び延期期間を記載する。

⑤　**延期理由**

工期延期の理由を具体的に記載する。

⑥　**延期工事（作業）の施工方法**

施工方法に変更がある場合には追記し、既許可のとおりであれば、その旨を記載する。

⑦　**危険予防の措置（標識及び安全対策）**

延期に伴う措置があれば追記し、既許可のとおりであれば、その旨を記載する。（例：既許可第〇〇〇〇〇号のとおり）

⑧　**連絡先（氏名、連絡先）**

現場責任者又は担当者の氏名、連絡先電話番号を記載する。

⑨　**添付資料**

延期に係る工程表、契約書の写し、他機関の許可書の写し等。

⑶　**工事（作業）内容変更許可申請書**

この申請書は、既に港長等の許可を受けた工事作業について、工事（作業）の内容（施工方法等）を変更したい場合に、次の項目を記載し、資料を添付のうえ申請して下さい。

①　**工事（作業）名**

②　**許可年月日及び許可番号**

③　**工事（作業）場所**

④　**工期**

既許可期間及び内容変更期間を記載する。

⑤　**内容変更理由**

内容変更の理由を具体的に記載する。

⑥　**内容変更工事（作業）の施工方法**

⑦　**危険予防の措置（標識及び安全対策）**

内容変更に伴う措置があれば追記し、既許可のとおりであれば、その旨を記載する。（例：既許可第〇〇〇〇〇号のとおり）

⑧　**連絡先（氏名、連絡先）**

現場責任者又は担当者の氏名、連絡先電話番号を記載する。

⑨　**添付資料**

内容変更に係る図面等。

⑷　**使用船舶（機械）変更届　（ＦＡＸ　可）**

使用する船舶又は機械類に変更及び追加がある場合に、次の項目を記載のうえ

届（FAX 可）を提出して下さい。

但し、既存の使用船舶等を大型化するなど、航行船舶等に影響を及ぼす場合には、前記「工事（作業）内容変更許可申請」の手続きが必要となります。

①　工事（作業）名
②　許可年月日及び許可番号
③　工事（作業）場所
④　工事（作業）着手日及び完了予定日
⑤　変更期間
⑥　変更理由
⑦　変更船舶（機械）の要目
⑧　添付資料

⑸　工事（作業）着手届　（ＦＡＸ　可）

次の事項を記載の上、工事（作業）着工の前日までに提出(FAX 可)して下さい（但し、短期間の場合は除く）。

①　工事（作業）名
②　許可年月日及び許可番号
③　工事（作業）場所
④　工事（作業）着手日
⑤　工事（作業）完了予定日
⑥　連絡先

⑹　工事（作業）完了届　（ＦＡＸ　可）

次の事項を記載の上、工事（作業）完了後、速やかに提出(FAX 可)して下さい。

①　工事（作業）名
②　許可年月日及び許可番号
③　工事（作業）場所
④　工事（作業）着手日
⑤　工事（作業）完了日
⑥　特記事項

注）工事等により現状の海岸線等に変化が生じた場合や顕著な工作物を設置した場合などには、その旨の記載及び竣工資料を添付して下さい(FAX 不可)。

10　申請書等の書式

⑴　工事許可申請書
⑵　作業許可申請書
⑶　工期延期許可申請書

⑷　工事（作業）内容変更許可申請書
⑸　使用船舶（機械）変更届
⑹　工事（作業）着手届
⑺　工事（作業）完了届

工事許可申請書

平成　　年　　月　　日

名古屋港長　殿

申請者　住所
氏名　　印

１　種類

２　目的

３　期間及び時間

４　区域又は場所

５　方法

６　危険予防の措置
⑴　標識

⑵　安全対策

７　緊急連絡系統

８　その他

９　連絡先

10　添付資料（図面等）

作業許可申請書

平成　　年　　月　　日

名古屋港長　殿

申請者　住所
氏名　　印

１　種類

２　目的

３　期間及び時間

４　区域又は場所

５　方法

６　危険予防の措置
⑴　標識

⑵　安全対策

７　緊急連絡系統

８　その他

９　連絡先

10　添付資料（図面等）

工期延期許可申請書

平成　　年　　月　　日

名古屋港長　殿

申請者　住所
氏名　　印

1　工事（作業）名

2　許可年月日　　平成　　年　　月　　日
　許 可 番 号　　第　　号

3　工事（作業）場所

4　工期
　既許可期間　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までの間
　延 期 期 間　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までの間

5　延期理由

6　延期工事（作業）の施工方法

7　危険予防の措置（標識、安全対策）
　※新たなものがある場合

8　連絡先
　※変更がある場合

9　添付資料

工事（作業）内容変更許可申請書

平成　　年　　月　　日

名古屋港長　殿

申請者　住所
氏名　　印

1　工事（作業）名

2　許可年月日　　平成　　年　　月　　日
　許 可 番 号　　第　　号

3　工事（作業）場所

4　工期
　既許可期間　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までの間
　内容変更期間　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までの間

5　内容変更理由

6　内容変更工事（作業）の施工方法

7　危険予防の措置（標識、安全対策）
　※新たなものがある場合

8　連絡先
　※変更がある場合

9　添付資料

使用船舶（機械）変更届

平成　　年　　月　　日

名古屋港長　殿

申請者　住所
氏名　　印

1　工事（作業）名

2　許可年月日　　平成　　年　　月　　日
　許 可 番 号　　第　　号

3　工事（作業）場所

4　工事（作業）着手日及び完了予定日

5　変更期間

6　変更理由

7　変更船舶（機械）の要目

8　添付資料

工事（作業）着手届

平成　　年　　月　　日

名古屋港長　殿

申請者　住所
氏名　　印

1　工事（作業）名

2　許可年月日　　平成　　年　　月　　日
　許 可 番 号　　第　　号

3　工事（作業）場所

4　工事（作業）着手日

5　工事（作業）完了予定日

6　連絡先

工事（作業）完了届

平成　　年　　月　　日

名古屋港長　殿

申請者　住所
氏名　　印

1　工事（作業）名

2　許可年月日　　平成　　年　　月　　日
　許 可 番 号　　第　　号

3　工事（作業）場所

4　工事（作業）着手日

5　工事（作業）完了日

6　特記事項

11－⑴　**工事許可申請書（岸壁改修工事）の記載例**

工事許可申請書

平成○○年○○月○○日

名古屋港長　殿

申請者　　住所　名古屋市○○区○○　○丁目○番○号
氏名　○○建設株式会社名古屋支店
取締役支店長　○○○○　㊞

1　**種類**

起重機船等による岸壁改修工事

2　**目的**

老朽した名古屋港○○岸壁を修復するため、コンクリートケーソン等の現施設を撤去し、地盤改良、基礎捨石の投入後、ケーソン据付及び上部工等の付帯工事を実施するもの。

（発注者：○○○港管理組合）

3　**期間及び時間**

平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間

（予備日　○年○月○日～○年○月○日）

日曜日を除く毎日○時～○時、ただし、陸上より施工する上部工は○時～○時の間に実施。

4　**区域又は場所**

名古屋港○○岸壁前海域（別添作業区域図のとおり）

次の各点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

イ　名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から○○○度、○○○メートルの点

ロ　イ点から○○○度、○○○メートルの点

ハ　ロ点から○○○度、○○○メートルの点

ニ　ハ点から○○○度、○○○メートルの点

5　方法

⑴　工事・作業の概要

老朽化した○○岸壁（前面水深ＤＬ－○○m、延長○○mＤＬ＋○m）を新設するため、ケーソン等を撤去し、新たに基礎部の地盤を改良して基礎を構築した後、ケーソンを設置して上部を築造するもので、地盤改良船、起重機船、ガット船等を使用して下部工及び上部工を施工するものです。

⑵　深浅測量工

測量船○隻を陸上の作業員の誘導により東方から西方向に間隔○○m、速力約○○ノットで航走させ、音響測深機により現状水深を測量します。

なお、岸壁から○○m以内の側傍は、動力式小型船舶を使用してレッドにより測量します。

⑶　撤去工

陸上からクレーン車にて係船柱、防舷材、上部ブロックを撤去し、背後に仮置きした後、バックホーで土砂、コンクリート殻（小割り）を撤去し、背後に仮置きします。なお、アスファルトは分別して陸上処理場へ運搬処理します。

次に岸壁背後に仮置きした土砂等の撤去物を作業状況図のとおり配置したクレーン台船により底開式土運船（押船式、全長○○m）に積込み、ポートアイランド南側埋立地まで運搬（○隻／隻、延べ○○隻）し、埋立用材として投入します。

（作業状況図、土砂運搬経路図参照）

⑷　ケーソン撤去工

起重機船を撤去状況図のとおり配置し、ケーソン○○函を吊り上げ撤去し、ポートアイランド北側埋立地のケーソン仮置場へ吊り運搬し仮置きします。吊上げ時は潜水士○名により玉掛け作業を行います。なお運搬全長は○○mとし、警戒船○隻を配備するほか、船舶交通流の輻輳する時間帯は避けるとともに、名古屋港海上交通センター等より通航船舶の情報を入手して運航調整を行います。

（ケーソン撤去状況図、ケーソン運搬・仮置作業図参照）

⑸　捨石撤去工

ガット船を作業図のとおり配置し、ケーソン下部の捨石（約○○㎥）を撤去し、ポートアイランド南側埋立地に運搬（ガット船○隻／隻、延べ○隻）し、基礎石に流用するために投入します。

⑹　地盤改良工

サンドコンパクション（ＳＣＰ）船○隻を作業状況図のとおり配置し、北側から南側へ海底下○○mまで砂杭○○本打設します。砂は○○港からガット船により搬入（○隻／日、延べ○隻）し、ガットバージに瀬取り後、ＳＣＰ船に供給します。

なお、地盤改良終了後、地盤改良状況を確認するため、セップ台船を使用して○ヶ所でボーリング調査を実施し、全ての作業終了後に測量船○隻で音響測深機による深浅測量を行います。

（杭打ち作業状況図、地質調査作業図、測量状況図）

⑺　盛上土撤去工

グラブ式浚渫船○隻を盛上土撤去作業図のとおり配置し、ＤＬ－○○ｍまで盛上土を撤去します。撤去土は底開式土運船（曳航式、全長○○ｍ）によりポートアイランド南側埋立地へ運搬（土運船○隻／日、延べ○隻）し、埋立用材として投入します。

なお、別添のとおり土砂溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しています。

（盛上土撤去作業図、運搬経路図参照）

⑻　捨石投入工

○○港からガット船により捨石を運搬（○隻／日、延べ○隻）して投入し、潜水士作業船を使用（○隻／日、延べ○隻）して潜水士により－○○ｍに均して基礎を築造します。

⑼　ケーソン据付工

ポートアイランド北側埋立地に仮置中のケーソン○○函をクレーン船により吊運搬し、据付図の要領のとおり所定の位置に据付けます。運搬時の全長は○○○ｍとして警戒船○隻を配備して延べ○○日間行います。

据付時は、潜水士○名により位置確認を行いながら実施し、据付後は、○○港からガット船で運搬（○隻／日、延べ○隻）した山土を中詰土として投入します。

（ケーソン運搬及び据付状況図、中詰作業状況図参照）

⑽　上部工

陸上で製作した型枠をクレーン船によりケーソン上部に設置し、作業員により鉄筋工を施した後、コンクリート船により上部コンクリートを打設します。

○日間養生した後、陸上側から足場を掛けて作業員により型枠を撤去し、ガット船により背後に山土（約○○㎥）を投入（○隻／日、延べ○隻）します。

（上部工作業状況図、深浅測量状況図）

⑾　その他

陸上側からユニック車を使用し防舷材及び車止めを取付けた後、測量船○隻により作業海域の音響測深を行い、水深－○○ｍが確保されていることを確認するための管理測量を行います。

６　危険予防の措置

⑴　標識

①　潜水作業中は作業船に国際信号書に定めるＡ旗を掲げます。

（注：岸壁から潜水を行う場合には、「潜水作業中」の横断幕を掲げる）

②　作業船には、海上衝突予防法に規定する操縦性能制限船の形象物を掲げます。

③　作業船が作業区域に夜間停泊する際は停泊灯を点灯するほか、他航行船舶に支

障なく海域を直射しないようにして甲板等を間接照射します。

またアンカーワイヤーの水深－〇〇ｍの位置には、灯浮標（〇〇〇製、〇型、灯色黄色、４秒１閃光、光達距離〇Km、灯高〇ｍ）を設置します。

④　ケーソン撤去及び据付時は、海面下のケーソン上部に〇〇ｍ間隔で標識灯（〇〇〇製、〇型、灯色黄色、４秒１閃光、光達距離〇Km 灯高〇ｍ）を設置します。

⑤　作業船のアンカーワイヤーの水深－〇ｍの位置にアンカーブイ（黄色、玉型）を設置します。

⑵　**安全対策**

①　作業の現場責任者を配置し、作業全般を監督し事故防止に務めます。

②　施工に当たっては、海上工事連絡会に入会し、毎週〇曜日に開催される連絡会において隣接施工者と工程、土砂投入手順、運航経路等を調整するとともに、工事作業に従事する作業員には、毎朝開催する朝礼において、本事故防止措置を徹底し、作業船に本事故防止措置の写し、作業マニュアル、作業船運航管理規程、社内の指示事項文書等を手渡して事故防止を徹底します。

また、工事作業の内容、ケーソン曳航計画等については、水先人会、船舶運航者、代理店等の海事関係者へ事前に周知します。

③　作業船の運航に当たっては、〇〇㈱　〇〇〇〇が策定した「作業船運航管理規程」に従い運航管理を行います。

運航管理者〇〇〇〇（〇〇歳、経験年数〇〇年）

④　作業中は、〇〇㈱〇〇〇〇が策定した「警戒船管理運用要領」に基づき、警戒船〇隻を配備し、作業区域に接近する船舶等に対してＶＨＦ無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。

またケーソン吊り運搬作業時には、別途専従の警戒船〇隻を配備します。

⑤　作業区域と隣接する〇〇岸壁は、大型船舶の入港があることから、施工期間中利用する〇〇海運㈱担当者と作業対応及び入出港船舶の調整等を行います。

なお、調整に係る作業船退避要領及び連絡責任者は別添のとおりです。

⑥　撤去土砂の埋立地への投入に当たっては、発注者と協議し、埋立地施工管理者である〇〇㈱と調整のうえ、別添「土砂投入要領」に基づき土運船を運航して行います。

⑦　施工に伴って発生する廃棄物及び油類等が海面に落下し流出しないように、瀬取り作業中は脱落防止シートを展張するほか、現場事務所にオイルフェンス〇〇ｍ、油吸着材〇〇kg、油処理剤〇〇ℓ を備え置きます。

⑧　作業に当たっては、気象状況に留意し、気象警報又は次の何れかの基準に達する場合には作業を中止し、作業船を〇〇海域へ退避させます。

作業中止基準

一般作業の場合	潜水作業の場合
風速　○m/s 以上	風速　○m/s 以上
波高　○m以上	波高　○m以上
視程　○km以下	視程　○km以下
	潮流　○ﾉｯﾄ 以上

⑨　事故発生時等の緊急時は、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡先系統図」により、速やかに○○○海上保安部へ連絡し、指示を受けることとします。

⑩　今回の施工部は、昭和○○年に築造された際、磁気探査及び床堀、土砂置換え工事を行なっており、爆発物の異常点は有りませんでした。

⑪　埋立地の埋立用材に流用する土砂については、土砂溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しております。

⑫　工事許可書又は写しを現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。

⑬　許可内容に変更が生じる場合には、事前に許可申請を行います。また工事完了次第、速やかに完了届を提出します。

7　緊急連絡系統

別添「緊急連絡系統図」のとおり

8　連絡先

○○建設㈱名古屋支店○○作業所

現場責任者　○○○○

℡　○○○－○○○－○○○○（昼間）

℡　○○○－○○○－○○○○（夜間）

9　添付資料

工事位置図、作業区域図（最大使用船舶の配置状況により決定すること。）

作業状況図（作業船係留図、運搬経路図、施工区域図、施工平面図、施工断面図等記載文書と関連させ、複雑な場合は色分けなどする。）

標識設置図、標識管理要領、標識の仕様、土砂投入要領書、工程表、使用船舶一覧（又は「船舶検査証書・海技免状」の写し）、警戒業務管理者・専従警戒要員等一覧、緊急連絡系統図、施工体制等協力業者一覧、土砂溶出検査結果等、契約書又は発注証明書の写し等。

11－⑵　**作業許可申請書（深浅測量、潜水調査）の記載例**

作業許可申請書

平成○○年○○月○○日

名古屋港長　殿

申請者　　住所　名古屋市○○区○○　○丁目○番○号
氏名　○○建設株式会社名古屋支店
取締役支店長　○○○○　㊞

1　**種類**

作業船による深浅測量及び潜水調査作業

2　**目的**

名古屋港○○岸壁築造工事の事前調査を目的とした音響測深機による深浅測量及び潜水調査

3　**期間及び期間**

平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間（予備日　○月○日～○月○日）
作業時間　日出から日没までの間

4　**区域又は場所**

名古屋港○○岸壁前面海域

5　**方法**

⑴　深浅測量

測量区域の内、護岸法線から○○m以内の区域は、測量船上からレッドで測量し○○mより沖側の区域は、測量船搭載の音響測深機により測量します。

測量船は、自船に搭載のＧＰＳにより測量点に船位し○○m間隔で護岸法線に対して直角方向に沖側から○m毎の水深を測量します（測量区域図参照）。

（注：測量区域、測線、測量点を図示すること。）

⑵　潜水調査

護岸から○○m以内の調査区域を赤旗で明示し、潜水作業船（潜水士○名）を使

用して、護岸の水面下の状態、海底堆積物の状況等を目視調査し、工事施工上の障害物等があれば適宜写真撮影をします（調査区域図参照）。
（注：調査区域、赤旗設置位置等を図示すること。）

6　危険予防の措置

⑴　標識

潜水作業中の作業船には、国際信号書に定めるＡ旗を表す信号板を掲げます。
（注：岸壁から潜水作業の場合、「潜水作業中」の横断幕を掲示すること。）

⑵　安全対策

①　作業の現場責任者を配置し、作業全般を監督し、事故防止を図ります。

②　潜水作業中は専従警戒要員が乗船する警戒船〇隻を配備し、接近船舶があればＶＨＦ無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。

専従警戒要員　氏名〇〇〇〇
業務講習受講番号　名古屋第〇〇号（平成〇年〇月〇日）

③　測量作業中は見張りを厳重にし、他船の通航に支障がある場合は、作業を一時中止し、退避します。

④　気象・海象を十分把握し、荒天が予想される場合又は次の基準に達した時には作業を中止します。

作業中止基準

一般作業の場合		潜水作業の場合	
風速	毎秒〇〇m以上	風速	毎秒〇〇m以上
波高	〇m以上	波高	〇m以上
視程	〇㎞以下	視程	〇Km 以下
		潮流	〇ﾉｯﾄ以上

⑤　潜水作業は、潮流〇ノット以下の憩流時に実施します。

⑥　作業船と潜水士との連絡方法としては、水中電話を使用します。

⑦　隣接する〇〇岸壁の管理者（〇〇会社）とは、作業の実施について調整済みであり、隣接工事施工者（〇〇会社）とは、作業区域が一部重複するため、当社の作業実施日には、隣接工事施工者が作業を中止することで調整済みです。
（注：関係先との調整結果を具体的に記載すること。）

⑧　事故発生時等の緊急時は、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡先系統図」により、速やかに〇〇〇海上保安部へ連絡し、指示を受けることとします。

⑨　作業許可書又は写しを現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。

⑩　許可内容に変更が生じる場合には、事前に許可申請を行います。また工事完了次第、速やかに完了届を提出します。

７　**緊急連絡系統**

別添「緊急連絡系統図」のとおり

８　**連絡先**

○○建設㈱名古屋支店○○作業所

現場責任者　○○○○

℡　○○○－○○○－○○○○（昼間）

℡　○○○－○○○－○○○○（夜間）

９　**添付資料**

位置図、作業区域図（調査区域等明示）、作業状況図、緊急連絡系統図、使用船舶一覧（又は「船舶検査証書・海技免状」の写し）、施工体制図等の協力業者一覧、契約書又は発注証明書等の写し等

11－⑶　**作業許可申請書（ボーリング作業）の記載例**

作業許可申請書

平成○○年○○月○○日

名古屋港長　殿

申請者　　住所　名古屋市○○区○○　○丁目○番○号
氏名　○○建設株式会社名古屋支店
取締役支店長　○○○○　㊞

1　**種類**

海上ボーリング作業

2　**目的**

名古屋港○○岸壁築造工事の事前調査を目的としたボーリング櫓設置による地質調査。

3　**期間及び期間**

平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間（予備日　○月○日～○月○日）
作業時間　日出から日没までの間

4　**区域又は場所**

名古屋港○○岸壁前面海域
名古屋港高潮防波堤中央堤○○灯台から○○度○○ｍのボーリング地点を中心とした半径○○ｍの円内海域（位置図参照）

5　**方法**

⑴　陸上で組み立てたボーリング櫓を名古屋港○○岸壁にて起重機船により積み込み同船により現場海域まで吊り運搬します（曳航全長○○ｍ）。
⑵　陸上基点からボーリング位置を測量し、起重機船により設置します。
⑶　ボーリング櫓上から海底下○○ｍまで掘削し、土質サンプルを採取します。
⑷　ボーリング櫓は、作業終了次第、直ちに起重機船により撤去し、搬出した岸壁へ陸揚げします。

6　危険予防の措置

⑴　標識

①　起重機船による作業時、同船の投錨位置には橙色玉ブイを設置します。

②　ボーリング櫓の四隅には標識灯（○○○製、○○型、灯色黄色、４秒１閃光、光達距離○Km）を設置し、ボーリング三脚の頂部には赤旗を掲揚します。

⑵　安全対策

①　作業の現場責任者を配置のうえ作業全般を監督し、事故防止を図ります。

②　ボーリング櫓設置及び撤去作業中は、警戒船○隻を配備し、接近船舶があればＶＨＦ無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。

専従警戒要員　氏名○○○○

業務講習受講年月日及び番号　平成○年○月○日、名古屋第○○○○号

③　気象・海象を十分把握し、荒天が予想される場合又は次の基準に達した時には作業を中止します。

作業中止基準

風速　毎秒○○m以上

波浪　○m以上

視程　○km以下

④　台風接近又は風速○○m以上、波高○m以上の荒天が予想される場合には、事前にボーリング櫓を撤去し、○○岸壁へ陸揚げします。

⑤　近海域を通航する船舶に対しては、別添リーフレットを作成し、別添関係先へ周知することとします。

⑥　事故発生等の緊急時には、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡先系統図」により、速やかに○○○海上保安部へ連絡し指示を受けることとします。

⑦　磁気探査は、平成○年○月○日に実施しており、異常がなかったことを○○港長へ報告しています。

⑧　ボーリング作業中は、櫓上にブルーシートを養生し、回収缶を備え置いて作業に伴って発生する汚泥、油、廃棄物等は全て回収のうえ、陸上にて適正処理します。

⑨　海洋施設設置届は、○月○日、○○○海上保安部へ提出済みです。

⑩　作業許可書又は写しを現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。

⑪　許可内容に変更が生じる場合には、事前に許可申請を行います。また工事完了次第、速やかに完了届を提出します。

7　緊急連絡系統

別添「緊急連絡系統図」のとおり

８　**連絡先**

○○建設㈱名古屋支店
現場責任者　○○○○
℡　○○○－○○○－○○○○（昼間）
℡　○○○－○○○－○○○○（夜間）

９　**添付書類**

位置図、作業状況図、施設の状況図、緊急連絡系統図、使用船舶一覧（又は「船舶検査証書・海技免状」の写し）、施工体制図等の協力業者一覧、契約書又は発注証明書の写し等。

11－⑷　作業**許可申請書（長大物件曳航作業）の記載例**

作業許可申請書

平成○○年○○月○○日

名古屋港長　殿

申請者　　住所　名古屋市○○区○○　○丁目○番○号
氏名　○○建設株式会社名古屋支店
取締役支店長　○○○○　㊞

1　**種類**
長大物件曳航作業

2　**目的**
名古屋港○○ふ頭○○岸壁にて機関故障船○○の修繕を行うため。
（発注者：○○○）

3　**期間及び時間**
平成○年○月○日（予備日　○年○月○日～○年○月○日）
作業時間　○○時～○○時までの間
（別添　タイムスケジュール参照）

4　**区域又は場所**
名古屋港検疫びょう地から名古屋港○○ふ頭○○岸壁まで
（別添　曳航経路図参照）

5　**方法**
本船の船首側に警戒船○隻、曳船○隻、船尾側に曳船○隻、側方に警戒船○隻、曳船○隻を配置して速力○○ノット、曳航全長○○メートルにて曳航します。
（別添　曳航要領図参照）

6　**危険予防の措置**
⑴　**標識**
海上衝突予防法に規定する形象物を掲げます。

⑵　**安全対策**

①　国際ＶＨＦを搭載した警戒船○隻を配置し航行船舶へ無線機・赤旗・拡声器等を用いて注意喚起及び情報提供等行いを事故防止に務めます。

②　曳航中は専従の見張員を配置し周囲の状況を把握して、警戒船等と常に連絡の取れる状態を確保します。

③　主曳船１隻の他補助曳船○隻を配置し曳航能力を十分確保して曳航します。

④　作業前には名古屋港海上交通センターと連絡をとり、航行船舶の状況を確認し航行船舶の支障とならない様、曳航を実施します。

⑤　管制水路を航行する場合は管制を取得して曳航します。

⑥　航路を横断する場合は、航路航行船の支障とならないよう十分注意して曳航するとともに、出来る限り航路に直角に最短距離で速やかに横断します。

⑦　船舶輻輳時間帯の曳航は行いません。

⑧　夜間（日没から日出までの間）の曳航は行いません。

⑨　気象・海象を十分把握し、荒天が予想される場合又は次の基準に達する場合及び達すると予想される場合は曳航を中止します。

作業中止基準

風速　○m/s 以上

波高　○m以上

視程　○km以下

⑩　事故発生時等の緊急時は、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡先系統図」により、速やかに○○○海上保安部へ連絡し、指示を受けることとします。

⑪　水先人を乗船させます。

⑫　作業許可書又は写しを現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。

⑬　許可内容に変更が生じる場合には、事前に変更許可申請を行います。また作業完了次第、速やかに完了届を提出します。

7　緊急連絡系統

別添「緊急連絡系統図」のとおり

8　連絡先

○○建設㈱名古屋支店

現場責任者　○○○○

℡　○○○－○○○－○○○○（昼間）

℡　○○○－○○○－○○○○（夜間）

９　**添付資料**

曳航経路図、曳航要領図、タイムスケジュール表、使用船舶一覧（又は「船舶検査証書・海技免状」の写し）、緊急連絡系統図、警戒船業務終了証、契約書等の写し等。

第２節　行事許可申請

１　根拠

> 港則法第 32 条
> 　特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

２　申請が必要となる港

特定港・・・名古屋港、衣浦港、三河港、四日市港

３　行事の範囲

行事とは、端艇競争のほか、祭礼、パレード、海上訓練、水上カーニバル、水上花火大会、遠泳大会、海上デモ等一般的には、一定の計画の下に統一された意思に従って多数のものが参加して行われる社会的な活動をいいます。

また参加する船艇等が少数であっても水域を占用したり、船隊を組む等航路や泊地などにおける通常の航行と異なった航行形態は行事に該当します。

このほか、海域上空において、ラジコンヘリやドローン等の無人飛行機を用いた空撮やイベント等を実施する場合で、一定の海域を占用（利用）し、当該行為が船舶交通に影響を及ぼすおそれのある場合も行事に該当します。

なお、船内において行われる納涼大会等は、当該船舶が通常の航行形態とは異なった形で行動することのない限り、他の船舶に影響を及ぼさないので行事には該当しません。（行事該当の有無について疑問がある場合は、お問い合わせください。）

４　申請書の提出の時期
５　審査基準及び標準処理期間
６　申請書の様式、部数

「工事作業」の場合と同じです。

７　申請者

「行事をしようとする者」つまり、許可申請者は当該行事の実施責任者であり、行事全般の実施について指揮監督の権限を有する方です。

８　申請書の宛名及び提出先

「工事作業」の場合と同じです。

９　申請書の記載要領

行事許可申請は、名古屋港等の特定港で実施する場合のみ必要となりますので、申請書の作成にあたっては、行事許可申請書と題記し、次の項目を記載のうえ提出して下さい。

⑴　種類及び目的

行事の種類、目的等を具体的に記載する。

⑵　**期間及び時間**

行事の始期、終期の年月日及び時間を明確に記載する。

⑶　**区域又は場所**

一定の海域を占有して実施する場合は、その区域を記載し、区域を設定せず船隊等を組んで航走する場合はその航走経路を記載する。

⑷　**方法**

①　行事の種類に応じた実施方法、実施内容を具体的に記載する。

計画書又実施要領等を作成した場合はこれを添付する。

②　参加人員、参加船艇（船名、要目等）を明確にする。

③　次のような場合は、図面を作成する。

ア　行事の方法が船舶交通に支障をきたすと思われるもの

イ　パレードを実施する場合の船隊構成及び航走経路

ウ　端艇競争を実施する場合のコース設定

エ　水上花火大会における危険範囲

⑸　**危険予防の処置**

①　**標識の設置**

行事実施海域に設定する標識及び参加船艇の識別標識等について記載する。

②　**安全対策**

行事の種類、規模等に応じ、次の点に留意して記載する。

ア　船舶交通に対する事故防止対策及び警戒措置等

イ　行事参加者の危険予防措置及び連絡体制

ウ　事故発生時の対策及び連絡体制

エ　海域利用者への周知状況

オ　中止基準（風速、波高、視程等）

カ　行事の中止、変更等に対する措置

⑹　**緊急連絡系統**

事故等緊急事態発生時の関係先への連絡系統を明確にする。

⑺　**その他**

行事に関するその他の必要事項を記載する。

⑻　**連絡先**

現場責任者等の住所・氏名・電話番号を明記する。

⑼　**添付資料**

位置図、区域図又は経路図、標識配置図、花火大会実施時の危険範囲図、参加船・警戒船配置図、日程表又はタイムスケジュール、参加者名簿、参加船リスト実施計画書又は実施要領

行事許可申請書

平成　　年　　月　　日

名古屋港長　殿

申請者　住所
氏名

１　種類

２　目的

３　期間及び時間

４　区域又は場所

５　方法

６　危険予防の措置
⑴　標識

⑵　安全対策

７　緊急連絡系統

８　その他

９　連絡先

10　添付資料（図面等）

11　行事許可申請書（ヨットレース）の記載例

行事許可申請書

平成　　年　　月　　日

名古屋港長　殿

申請者　住所　名古屋市〇〇区〇〇　〇丁目〇番〇号
氏名　〇　〇　〇　〇　　㊞

1　種類
ヨットレース

2　目的
帆走操船技術の向上及び会員相互の親睦を目的としたクルーザー型ヨットによるレース。
（参加予定隻数約　　隻）

3　期間及び時間
平成　年　月　日（予備日　平成　年　月　日）
午前　時　分から午後　時　分までの間

4　区域又は場所
〇〇灯台から〇〇〇度約〇〇〇ｍの地点を中心とする半径約〇〇〇ｍの円内海域
（別図参照）

5　方法
⑴　レースに先立ち、作業船を使用してスタート地点と風上側の回航地点にマークブイ各〇基を〇〇kg アンカーにより設置します。
⑵　参加艇はレース開始の〇〇分前までにスタート地点海域へ集結します。
⑶　参加艇は本部艇のスタート旗と汽笛による合図により、本部艇とスタート地点のマークブイを見通したスタートラインから同時にスタートし、回航地点とスタート地点のマークブイの外側を反時計回りに〇往復半帆走し、全参加艇がゴールライン（スタートラインと同じ）を通過した時点で終了とします。
⑷　レース終了後、マークブイは作業船により引揚げ撤去し、各艇はそれぞれの定係

地へ帰港します。

6　危険予防の措置

⑴　標識

①　スタート地点と回航地点にマークブイ各〇基を設置し、ブイには所有者名及び連絡先を明記する。

②　レース参加艇にはクラブ旗、レース旗を掲揚する。

⑵　安全対策

①　レース実施海域の本部艇には現場責任者〇〇〇〇を配置し、事故防止等の指揮監督に当たります。（現場責任者所在場所及び連絡方法を明記）

②　レース実施中、別表の警戒船をレース海域周辺に配備し、接近船舶に対しては赤旗、拡声器等により注意喚起するとともに、海中転落者及び航行不能艇等の救助に当たります。

③　本部艇と警戒船は、トランシーバーにより常時連絡体制を確保します。

④　気象・海象に注意し、気象警報（風、波等）が発令された場合及び次の基準に達した場合、又は同基準が予想される場合には行事を中止します。

風速〇〇m/秒以上、波高〇m以上、視程〇Km 以下

⑤　参加者全員に救命胴衣を着用させます。

⑥　事故発生等、緊急時は直ちに応急処置を講ずるとともに、別添「緊急時の連絡体制」により、名古屋海上保安部等へ速やかに報告します。

⑦　レースの中止、終了時は速やかに名古屋海上保安部航行安全課へ電話で報告します。

⑧　同日、隣接海域でヨットレースを実施する〇〇ヨットクラブと協議し、行事海域が重複しないように調整済みです。

7　緊急連絡系統

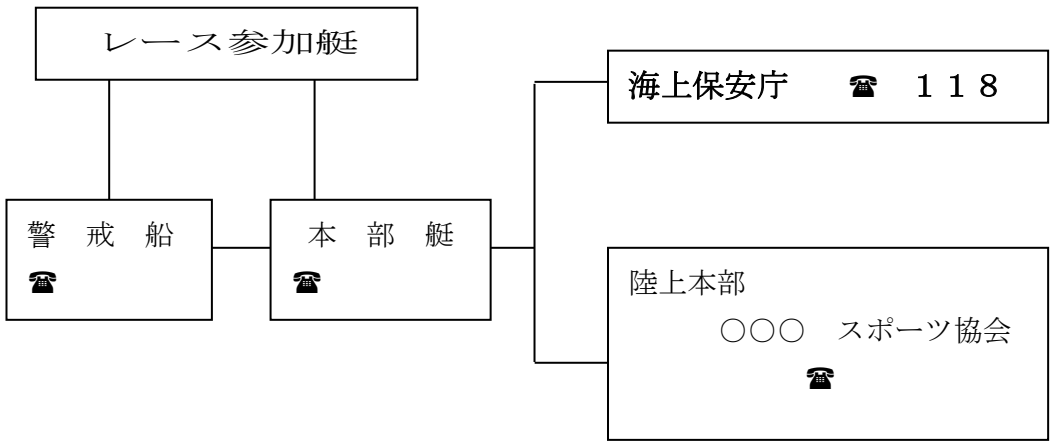

⑴　各艇間の連絡方法

視覚信号、口頭、ﾄﾗﾝｼｰﾊﾞｰ、携帯電話

業務無線　　（○○○　　MHz）

アマチュア無線（○○○MHz）

⑵　クラブ旗、レース旗

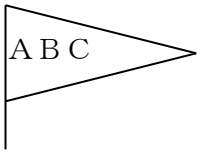

８　使用船舶一覧

使用目的	船名	所有者	総トン数 馬　　力	用途	乗組員	専従警戒要　員	船舶検査済票の番号	船舶検査証書の有効期限	船長の氏　名	海技免状の種類・有効期限	連絡手段
本部艇			トン　PS		名	名					
警戒船			トン　PS		名	名					
警戒船			トン　PS		名	名					

ヨットレース参加艇の隻数及び参加人員は、確定後、その一覧表を送付します。

９　連絡先

実施本部（責任者名、電話番号）

参加艇等（船名、責任者名、電話番号）

10　添付資料

位置図、区域図、実施計画書及び実施要領、タイムスケジュール表、マークブイの状況図等。

第３章　海上交通安全法

第１節　工事作業

１　根拠

海上交通安全法第３７条（航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等）

１　次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

一　前条第１項第１号に掲げる海域以外の海域において工事又は作業をしようとする者

二　前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置をしようとする者

４　国の機関又は地方公共団体は、第１項各号に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、海上保安庁長官にその旨を通知しなければならない。

（抜粋）

２　届出等が必要となる海域

伊勢湾における海上交通安全法の適用海域は、大山三角点から石鏡灯台まで引いた線、立馬埼灯台から佐久島南端まで引いた線及び同地点から羽豆岬まで引いた線で囲まれた海域のうち、次の海域を除いた海域です。

⑴　港則法の港域

⑵　港則法の港以外の港に係る港湾法に規定する港湾区域（港湾法に規定する港湾のうち、その区域の全部が港則法の港域に含まれていない港湾の区域）

⑶　漁港法に規定する漁港区域

⑷　陸岸に沿う海域のうち、漁船以外の船舶が通常航行していない海域（海上交通安全法施行令第２条に定める海域）

なお、上記のうち**伊良湖水道航路及びその周辺の海域における工事等の行為**については、**海上交通安全法第３６条第１項**の規定により、**許可**を受けなければなりません。

３　届出の対象行為

⑴　届出の対象の行為としては、浚渫、海底電線の敷設作業、掃海、測量及び水中作業等の工事作業並びにケーソン及び漁礁等の工作物の設置があります。

また、既存の工作物を改築又は増築して、その規模を拡大又は縮小し、形状又は位置を変更する場合においても届出は必要です。

⑵　一般的に工事又は作業と呼び得るものであっても、法目的に照らすとき必ずしも本条にいう工事・作業に該当しないものがあります。例えば、航行中に通常船上又は船内で行われる行為であって、その船舶の航行方法に制約を加えないもの（漁獲物の加工、清掃等）及び既設の工作物上又はその内部で行われる行為であって、その工作物の管理上通常行われるものであり、かつ、その工作物の占有空間内において行われるもの（橋梁上の照明灯の取替え、道路橋上の舗装、ガードレールの修繕、橋脚内に装置されたエレベーターの運転等）は、工事・作業に該当しません。

⑶　一般には船舶が航行することは作業に該当しませんが、航行方法に制約を設けた状態で行われるもの（ソナーを用いた沈船の位置探査、複数船の特殊船隊行動等）は、作業に該当します。

⑷　工事・作業の実施と工作物の設置については、個別に届出を行うことになります。これは、船舶交通に対する危険防止の観点より、各々個別の危険性が発生する事からです。

但し、工作物の設置には、必然的に工事・作業が伴うものであり、工事・作業の実施方法も既に決定している場合には、２つの届出が一括して処理されることになります。

なお、大規模な工作物の設置の場合には、設置計画の段階では施工方法が未決定であったり、施工計画が数段階に分けて計画されている事案については、その都度、届出が行われることとなります。

⑸　海上交通安全法第３６条第１項に基づく許可についても対象の行為は上記の届出と同じ内容です。

４　届出の提出の時期等

届出書は、工事等に着手する１ケ月前までに提出して下さい。

なお、日程等に変更が生じる場合にも遅滞なく変更届を提出して下さい。

５　届出の様式、提出部数

届出書については、定型様式はありませんが、別添の「工事・作業（又は工作物設置）届出書」（Ａ４版、横書）により該当する行為に応じて表題を変更のうえ作成して下さい。

提出部数は３部（内１部は受理後返却）です。

第３７条第１項に基づく「工事・作業の届出」は、郵送でも受け付けていますが、次の点に注意のうえ送付して下さい。

なお、届出書の記載内容に不備、または説明及び指導など必要な場合には、窓口までおいで頂くことがあります。

⑴　**郵送届出の到達期日**

必ず工事・作業等に着手する１ヶ月前までに到達するように送付すること。

⑵　**郵送要領**

「名古屋海上保安部航行安全課第二海務係」を宛名とすること。

なお、封書の表書に届出の種類、連絡先、担当者氏名を明記すること。

⑶　**受理の確認**

受理の確認が必要な場合は、切手付き返信用封筒を同封するか、届出者から担当海上保安部へ電話すること。

6　届出が必要となる者

届出者は、「工事・作業を行おうとする者」です。これは実際に工事・作業について指揮監督の責任を有する者であり、工事・作業の施工者即ち工事・作業の請負人（元請業者）又は請負契約をしないで自ら工事・作業をするものです。また「工作物を設置しようとする者」とは、その工作物の建築主即ち工作物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者です。

7　届出書の宛名及び提出先

届出等は、所轄の海上保安部長等を通じ管区海上保安本部長に提出することとなっています。

なお、伊勢湾内での工事等の場所により、取扱窓口が名古屋海上保安部、四日市海上保安部及び鳥羽海上保安部と異なるので、下記一覧表を参照し提出して下さい。

提　出　先	届出書記載の宛名	工事等の実施海域
名古屋海上保安部	第四管区海上保安本部 （名古屋海上保安部長経由）	海上交通安全法の適用海域における伊良湖埼灯台と松坂港東防波堤灯柱とを結んだ線以北の海面のうち木曽川導水堤先端から１９０度に引いた線以東の海面
中部空港海上保安航空基地	第四管区海上保安本部 （中部空港海上保安航空基地長経由）	海上交通安全法の適用海域における北緯 34 度 51 分 30 秒、東経 136 度 48 分 19 秒を中心に半径９ｋｍの海面
四日市海上保安部	第四管区海上保安本部 （四日市海上保安部長経由）	海上交通安全法の適用海域における伊良湖埼灯台と松坂港東防波堤灯柱とを結んだ線以北の海面のうち木曽川導水堤先端から１９０度に引いた線以西の海面
鳥羽海上保安部	第四管区海上保安本部 （鳥羽海上保安部長経由）	海上交通安全法の適用海域のうち伊良湖埼灯台と松坂港東防波堤灯柱とを結んだ線以南の海面

８　届出書の記載要領

工事又は作業及び工作物設置届出書の記載項目については、海上交通安全法施行規則第２７条に「種類、目的、場所、方法などの事項を記載し提出しなければならない。」旨規定されています。

届出書の作成に当たっては、行為の種類に応じて工事届出書又は作業届出書及び工作物設置届出書と題記し、次の項目を記載して図面等資料を添付のうえ提出して下さい。

⑴　工事（作業）届出書

届出書に記載する内容は次のとおりです。

①　種類

工事作業の主な種類を簡潔に記載する。

（例）潜水作業、起重機船作業、深浅測量、浚渫工事など

②　目的

工事作業の施工目的を具体的に記載する。

③　期間及び時間

海上で実際に実施する期間及び時間を記載し、予備日の設定があればその旨も記載する。

④　区域又は場所

ア　工事等を実施する区域又は場所は、海図に表示してある灯台等の著名物標からの方位（真方位）・距離、又は、緯度・経度での表示により特定する。

なお、灯台等の著名物標とは、海図上に明記されている灯台、信号所、煙突、塔などの固定物（灯浮標等の移動性のあるものは除く）を云い、灯台の名称は、灯台表（海上保安庁発行）に記載されているものを用いる。

イ　海図の写し等を用いた位置図、区域図などの状況資料を添付する。

（例１）場所が海上の点である場合の記載方法

〇〇灯台から〇〇度〇〇メートルの点・緯度経度

（例２）場所が海上の区域である場合の記載方法

次の各点を結んだ線により囲まれる海域

ａ　〇〇灯台から〇〇度〇〇メートルの点

ｂ　ａ点から〇〇度〇〇メートルの点

ｃ　ｂ点から〇〇度〇〇メートルの点

ｄ　ｃ点から〇〇度〇〇メートルの点

⑤　方法

ア　実施（施行）の順序に従い、図面等を用いて具体的に解りやすく記載する。

イ　次のような場合には、作業状況図又は実施状況図を添付する。

・工事作業の方法が、船舶交通に影響を及ぼすと思われるもの

・大型作業船（起重機船、浚渫船など）のアンカーワイヤーの張り方

・工事作業の進捗に伴う作業船等の配置状況

・作業船に積載する資機材等が作業船の長さ、幅、高さを超えて船外に突出するもの

・夜間作業を伴う場合は、作業時間、作業内容及び方法などについて明らかにする

ウ　火薬類を使用する工事等については、その内容を明記するとともに、爆発による影響範囲を図面等により詳細に表示する。

⑥　危険予防の措置

ア　標識の設置

工事等を施工するに当たって、作業船、工事区域、海上工作物（設置物）等に標識を設置することは、他の航行船舶に当該工事等の存在を示すとともに注意喚起を促し、船舶交通の安全を確保するために有効な場合があり、これらの標識は見え易く、識別し易いものでなければなりません。

届出書の記載にあっては、設置場所に応じた標識の種類（型式、標体塗色、灯色、灯質、光達距離、灯高等）、個数等を明記する。

イ　安全対策

工事作業の種類及び実施場所に応じて、次の事項に留意して具体的に記載する。

・船舶交通に対する事故防止対策

・警戒船及び警戒員の配置状況並びに警戒要領

・作業船（起重機船、浚渫船、杭打船等）のアンカーワイヤー・投錨位置及び送泥管等の設置物に対する事故防止対策

・工事標識等の流出防止対策

・油の流出、汚濁防止のための措置

・資機材の落下、ゴミ散乱等のおそれがある場合の予防措置

・潜水作業、夜間作業等における事故防止対策（潜水士との連絡方法）

・中止基準（風速、波浪、視界等）

・荒天時、夜間及び休日における作業船の避難場所及び待機場所

・海域利用者への周知、調整状況

・隣接場所等で異なる工事が行われる場合の当事者間の連絡調整状況

・工事説明会の開催及び周知用パンフレットの配布状況

・工事変更、中断等における措置

⑦　緊急連絡系統

事故発生等、緊急事態時の関係先への連絡先を明確にする。

⑧　連絡先

現場責任者の氏名、住所、連絡先電話番号を明記し、夜間連絡先も明記する。

⑨　添付資料

・現場位置図
・工事（作業）区域図
・工事施工計画書（計画平面図、施工図、構造図など）
・状況図（工事標識、作業船、警戒船配置状況図など）
・使用船舶（機械）一覧表
（又は「船舶検査証書・海技免状・警戒船講習（管理・業務）受講証明書」の写し）
・工事作業に従事する協力業者一覧
・工程表（工事着手から完了までの工種毎に記載したもの）
・水底土砂分析表（浚渫土、投入土関係）
・周知用パンフレット
・工事説明会の議事録・出席者名簿

⑵　工事（作業）内容変更届出書

届出書に記載する内容は次のとおりです。

①　工事（作業）名
②　届出年月日及び受理番号
③　工期
内容変更期間等を記載する。
④　区域又は場所
⑤　内容変更理由
内容変更の理由を具体的に記載する
⑥　内容変更工事（作業）の施工方法
⑦　危険予防の措置
内容変更に伴う措置があれば追記し、既届出のとおりであれば、その旨を記載する。（例：既届出第〇〇〇〇〇〇〇号のとおり）
⑧　連絡先（氏名、連絡先）
現場責任者又は担当者の氏名、連絡先電話番号を記載する。
⑨　添付資料
内容変更に係る図面等

⑶　工作物設置届

届出書に記載する内容は次のとおりです。

①　種類
設置する工作物の種類を簡潔に記載する。
（例）公有水面埋立、係留施設（護岸・桟橋）設置、レース用ブイ設置など
②　目的
工作物設置目的を具体的に記載する。
③　期間及び時間
設置期間及び時間を記載する。

④　区域又は場所

ア　工事等を実施する区域又は場所は、海図に表示してある灯台等の著名物標からの方位（真方位）・距離、又は、緯度・経度での表示により特定する。

なお、灯台等の著名物標とは、海図上に明記されている灯台、信号所、煙突、塔などの固定物（灯浮標等の移動性のあるものは除く）を云い、灯台の名称は、灯台表（海上保安庁発行）に記載されているものを用いる。

イ　海図の写し等を用いた位置図、区域図などの状況資料を添付する。

（例１）場所が海上の点である場合の記載方法

〇〇灯台から〇〇度〇〇メートルの点・緯度経度

（例２）場所が海上の区域である場合の記載方法

次の各点を結んだ線により囲まれる海域

ａ、〇〇灯台から〇〇度〇〇メートルの点

ｂ、ａ点から〇〇度〇〇メートルの点

ｃ、ｂ点から〇〇度〇〇メートルの点

ｄ、ｃ点から〇〇度〇〇メートルの点

⑤　工作物の概要

工作物の概要及び設置方法を図面等を用いて解りやすく記載する

⑥　危険予防の措置

埋立工事の現場責任者及び船舶交通に対する事故防止対策についての概要を記載する。

⑦　設置責任者の住所及び氏名

⑧　添付資料

・位置図

・工作物の平面図、断面図及び構造図

・工作物が係留施設の場合は、当該係留施設の使用計画書（使用する船舶の種類、積荷の概要、使用頻度等の利用計画）及び計画基礎資料等。

工事（作業）届出書

平成　　年　　月　　日

第四管区海上保安本部長　殿
（名古屋海上保安部長経由）

届出者　住所
氏名

次のとおり工事（作業）を実施したいので、海上交通安全法第３７条の規定に基づき届出致します。

１　種類

２　目的

３　区域又は場所

４　期間及び時間

５　方法

６　危険予防の措置
⑴　標識
⑵　安全対策

７　緊急連絡系統

８　その他

９　連絡先

10　添付資料（図面等）

工事（作業）内容変更届出書

平成　　年　　月　　日

第四管区海上保安本部長　殿
（名古屋海上保安部長経由）

届出者　住所
氏名

次のとおり工事（作業）内容を変更したいので、海上交通安全法第３７条の規定に基づき届出致します。

1　工事（作業）名

2　届出年月日及び受理番号

3　工期
既届出期間　　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までの間
内容変更期間　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までの間

4　区域又は場所

5　内容変更理由

6　内容変更工事（作業）の施工方法

7　危険予防の措置
※新たなものがある場合

8　連絡先
※新たなものがある場合

9　添付資料（図面等）

工作物設置届出書

平成　　年　　月　　日

第四管区海上保安本部長　殿
（名古屋海上保安部長経由）

届出者　住所
氏名

次のとおり工作物を設置したいので、海上交通安全法第３７条の規定に基づき届出致します。

１　種類

２　目的

３　工作物の設置期間

４　区域又は場所

５　設置する工作物

６　危険予防の措置

７　設置責任者の住所、氏名

８　その他

９　添付資料（図面等）

10－(1)　**作業届出書（深浅測量作業）の記載例**

作業届出書

平成　　年　　月　　日

第四管区海上保安本部長　殿
（名古屋海上保安部長経由）

届出者　住所　○○○○
氏名　○○○○　㊞

次のとおり作業を実施したいので、海上交通安全法第３７条の規定に基づき届出致します。

１　種類
音響測深機による深浅測量

２　目的
浚渫工事の完了した○○開発保全航路の維持管理の為の深浅測量

３　区域又は場所
○○○○航路及び付近の下記ア～カの６点を順に結んだ線で囲まれる海面
ア　○○灯台から○○度○○メートルの点
イ　ア点から　　○○度○○メートルの点
ウ　イ点から　　○○度○○メートルの点
エ　ウ点から　　○○度○○メートルの点
オ　エ点から　　○○度○○メートルの点
カ　オ点から　　○○度○○メートルの点
（図－1 参照）

４　期間
平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までの間
（予備日　平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日）
作業時間　日の出から日没まで

５　作業方法

⑴　作業船（○隻）に４素子型精密音響測深機を装備のうえ○○ｍピッチで航走して精測します。

　航走速力は約○ノット、誘導及び測位は電波測位機による方法及び陸上からのトランジットによる直線誘導法で決定します。

⑵　測線方向は、作業区域を２つに分け、Ａ区域については東西方向に、Ｂ区域については南北方向に設定し測深します。

　なお、作業区域図、測線方向及び作業日程については、別添作業方法図に示すとおりです。

⑶　Ａ区域の海底は、南北方向に走るサンドウェーブが存在していることから、海底の起伏等について、より精度の高い測量結果を得るため、サンドウェーブに直交するように東西方向の反復測量方法を採用します。

　ただし、測量を行うにあたっては、周辺の通航船の状況について十分把握し、船舶が輻輳していない時に実施します。

また、他船との距離が○○○ｍに接近した場合には、一旦作業を中断して待機のうえ航行状況を確認した後、中断位置から作業を開始します(図－２参照)。

６　船舶交通の危険予防措置

⑴　作業船には、海上衝突予防法第２７条第２項に規定する操縦性能制限船の形象物・灯火を掲げます。

⑵　作業船には見張員を配置し、作業船付近には警戒船○隻を常時配備させます。

　警戒船には警戒船業務講習を受講した専従警戒要員を配置し、付近航行船舶の動静監視を十分に行わさせます。

　なお、他船の航行に支障を及ぼすおそれのある場合には速やかに作業を中止し、作業船を航行船舶の進路上から退避させます。

⑶　気象の変化に留意し、気象警報、注意報の発令などにより荒天が予想される場合は作業を中止します。

　作業中止基準は、次のいずれかに達した時とします。

・風速　毎秒○○ｍ以上の場合
・波高　○ｍ以上の場合
・視程　○㎞以下の場合

⑷　○○○海上交通センターとの連絡を密にし、巨大船等の航行時には○○分前から作業を中止し、作業船を航路外に退避させます。

　○○○海上交通センターとの連絡は、船舶電話（番号）を使用します。

⑸　作業船に乗船中の作業員には、救命胴衣を着用させます。

７　使用船舶

使用目的	船名	所有者	総トン数 馬　　力	用途	乗組員	専従警戒要　員	船舶検査済票の番号	船舶検査証書の有効期限	船長の氏　名	海技免状の種類・有効期限	通信設備
作業船			トン　PS		名	名					
警戒船			トン　PS		名	名					

８　緊急連絡系統

別添のとおり。

９　現場責任者の氏名及び連絡先

本作業の現場責任者を○○○○に定め、別紙○○航路深浅測量警戒船管理運用要領の周知徹底を行うとともに、作業全般の事故防止措置について監督させます。

・現場連絡先　（宿泊先住所、電話番号）
・営業所連絡先（所在地、電話番号）

10　その他

作業終了後は、速やかに連絡し、作業完了届を提出します。

11　添付資料

⑴　作業位置図
⑵　作業方法図
⑶　緊急連絡系統図
⑷　使用船舶一覧表（船舶検査証書・海技免状・警戒船受講証明書の写し）
⑸　○○航路深浅測量警戒船管理運用要領
⑹　契約書又は発注証明書の写し
⑺　施工体制等協力業者一覧

10－⑵　**工作物設置届出書（公有水面埋立及び護岸設置）の記載例**

工作物設置届出書

平成　　年　　月　　日

第四管区海上保安本部長　殿
（名古屋海上保安部長経由）

届出者　住所　○○○○
氏名　○○○○　㊞

次のとおり工作物を設置したいので、海上交通安全法第３７条の規定に基づき届出致します。

１　種　類
公有水面埋立及び護岸設置

２　目　的
弊社は、工場用地を確保するため、公有水面の埋立て並びに、護岸を設置します。

３　区域又は場所
○○県○○市○○町○○番地から○○番地までの地先海面
詳細は、埋立位置図（図－１）を参照願います。
○○町○○○○から(A) ○○度○○○ｍの点
(B) ○○度○○○ｍの点
上記(A)、(B)を結んだ線及び陸岸で囲まれた海域

４　工作物の設置期間
自　平成　年　月（公有水面埋立免許後）
至　永　年

５　工作物
○○㈱○○○構内の第１出荷桟橋下の海域約○○○○㎡を埋立てし、工場用地を造成します。埋立地は前面約○○ｍ、奥行約○○ｍであり、正方形に近い形となります。
埋立地には廃水処理用滞留池、活性炭廃水処理装置、製品タンク（○○○○kℓ）４基を設置します。

6　危険予防措置

⑴　埋立工事の現場責任者（所属、氏名）

⑵　入荷船及び作業船に対する連絡方法

　○○建設（埋立施工業者）、船舶代理店、○○商店及び○○石油（操油課、臨時建設本部石油製品課）は、工事の前日○○時より協議し、離着桟方法を決定し、協議結果については、翌日の入港時に船舶代理店から各船長に周知されます。

　なお、この打合せ以外においても常時、入出荷船、作業船、○○石油の３者間において連絡を取り合い事故防止に努めます。

⑶　着桟、離桟方法

　入出荷船は、埋立工事の施工区域外に着桟することとなりますが、やむを得ず施工区域内へ着桟する場合は、矢板打設船等との保安距離間隔を３０メートル以上確保させます。

　なお、施工区域内に着桟する場合においても、作業船がいない第１出荷桟橋の両側を使用することとします。

7　設置責任者の住所及び氏名

住　所

氏　名

電話番号

8　添付書類

⑴　埋立位置図

⑵　工作物平面図

⑶　工作物正面図

⑷　工作物横断図

⑸　工作物縦断図

⑹　公有水面埋立免許願書

⑺　埋立地利用計画図

10－⑶　作業(工作物設置)届出書（ヨットレース）の記載例

作業（工作物設置）届出書

平成　　年　　月　　日

第四管区海上保安本部長　殿
（名古屋海上保安部長経由）

届出者　住所　○○○○
氏名　○○○○　㊞

次のとおり作業を実施したいので、海上交通安全法第３７条の規定に基づき届出致します。

１　種類
ヨットレース（回航用マークブイ○基）

２　目的
帆走技術の向上のため

３　区域又は場所
⑴　○○灯台から○○○度○○○ｍの点を中心とした、半径○○○ｍの円内海域
⑵　風向を北又は南と仮定し、以下の○点にブイを設置する。
ただし、風向により変更する場合がある。

４　期間
平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までの間
（予備日　平成　　年　　月　　日）
作業時間　○○時○○分から○○時○○分まで

５　方法
⑴　レース方法は、別添「区域図」のとおり、第１ブイとその付近に停泊した本部船のメインマストを結ぶ線をスタートラインとして、レース艇は、本部船を右舷に見て信号旗によりスタートします。

コースは、スタート後、第〇ブイ→第〇ブイ→第〇ブイ→第〇ブイ（ゴール）の経路で、第〇ブイとその付近に停泊した本部船のメインマストを結ぶ線をゴールラインとし、レース艇は本部船を右舷に見てゴールとなり終了します。

⑵　回航用マークブイ（工作物）は、別添「設置ブイ（工作物）状況図」のとおりアンカー及びアンカーロープにて固定し、警戒船により設置作業を行います。

レース終了後は速やかに撤去回収します。

6　危険予防の措置

⑴　レース参加艇及び作業船の乗員には、救命胴衣を着用させる。

⑵　警戒船〇隻を配備のうえ、通航船舶に対してヨットレースの周知及び避航等の協力依頼をし、安全を確保します。

またレース参加艇は、一般船舶の通航を妨げないようにするとともに、船舶交通に支障を及ぼすおそれがある場合には、レースを中止します。

⑶　陸上本部、警戒船及び参加各艇には、トランシーバー、アマチュア無線、携帯電話等の通信手段により、常時連絡体制を確保します。

⑷　作業中及びレース中に事故、その他の異常事態が発生した場合には、別添の「緊急連絡系統」により関係先へ連絡します。

⑸　気象・海象に十分注意し、風速毎秒〇〇m以上、波高〇m以上、視程〇〇〇m以下の場合にはレースを中止します。

また、気象警報が発令された場合はレースを中止します。

⑹　設置するブイには、所有者名及び連絡先を明記します。

（※　その他、海域の実情に応じた危険予防措置を記載する。）

7　現場責任者の氏名

氏名　〇〇〇〇

住所　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

8　使用船舶

⑴　ブイ設置作業船

汽船〇〇丸他〇隻

⑵　レース参加艇

クルーザーヨット〇〇隻

別添「使用船舶一覧表」のとおり

９　工作物の概要

マークブイ（〇基）、アンカー（〇本）、アンカーロープ

「設置ブイ（工作物）の状況図」のとおり

10、添付資料

位置図

区域図

設置ブイ（工作物）の状況図

日程表、タイムスケジュール

実施計画書及び実施要領書

緊急連絡系統

使用船舶一覧表

第４章　その他

第１節　港則法適用港一覧
（名古屋海上保安部、衣浦海上保安署、三河海上保安署、中部空港海上保安航空基地管内）
第２節　水底土砂に係る判定基準
第３節　名古屋港港域図
第４節　伊勢湾海域図
第５節　三河湾海域図

第１節　港則法適用港一覧

（その１）

港名	港域	申請先
名古屋港（特定港）	大野港北防波堤灯台（北緯 34 度 55 分 58 秒、東経 136 度 49 分 19 秒）から 340 度 100 メートルの地点から伊勢湾灯標（北緯 34 度 56 分 16 秒、東経 136 度 47 分 33 秒）まで引いた線、同灯標から 353 度 30 分 980 メートルの地点まで引いた線、同地点から 331 度 30 分 4,520 メートルの地点まで引いた線、同地点から 38 度 2,420 メートルの地点まで引いた線、同地点から名古屋港高潮防波堤（鍋田堤）屈曲部南西角（北緯 35 度 1 分 6 秒東経 136 度 46 分 53 秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、天白川千鳥橋、大江川名古屋鉄道常滑線鉄道橋、山崎川忠治橋、堀川朝日橋、荒子川樋門、庄内川一色大橋、新川庄内新川橋及び日光川水こう門各下流の河川水面、新堀川水面並びに中川運河水面	名古屋海上保安部
常滑港	常滑港南防波堤灯台（北緯 34 度 52 分 42 秒、東経 136 度 50 分 11 秒）から 126 度 1,510 メートルの地点から 230 度 2,200 メートルの地点まで引いた線、同地点から 188 度 30 分 890 メートルの地点まで引いた線、同地点から 259 度 500 メートルの地点まで引いた線、同地点から 337 度 3,150 メートルの地点まで引いた線、同地点から 48 度 30 分 1,360 メートルの地点まで引いた線、同地点から 37 度 30 分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	中部空港海上保安航空基地
内海港	内海港南防波堤灯台（北緯 34 度 43 分 58 秒、東経 136 度 52 分）から 119 度 1,100 メートルの地点から 218 度 1,060 メートルの地点まで引いた線、同地点から 312 度 30 分 2,450 メートルの地点まで引いた線、同地点から 53 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに内海橋下流の内海川水面	名古屋海上保安部
豊浜港	豊浜港西防波堤灯台（北緯 34 度 42 分 15 秒、東経 136 度 56 分 12 秒）を中心とする半径 900 メートルの円内の海面	名古屋海上保安部
師崎港	鳶ケ埼から 90 度に引いた線、羽豆埼から 90 度 500 メートルの地点まで引いた線、同地点から 0 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	衣浦海上保安署
篠島港	蛭子ヶ鼻から 270 度 250 メートルの地点まで引いた線、同地点から 0 度 600 メートルの地点まで引いた線、同地点から 58 度 1,030 メートルの地点まで引いた線、同地点から中手島北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	衣浦海上保安署
衣浦港（特定港）	布土大橋基標（北緯 34 度 48 分 16 秒、東経 136 度 55 分 6 秒）から 90 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流東海道本線鉄道橋下流の逢妻川及び境川の各河川水面	衣浦海上保安署
一色港	一色港西防波堤灯台（北緯 34 度 47 分 17 秒、東経 137 度 49 秒）から 43 度 20 分 595 メートルの地点を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面	衣浦海上保安署

（その２）

港名	港　　域	申請先
吉田港	吉田港灯標（北緯 34 度 46 分 49 秒、東経 137 度 4 分 39 秒）から 355 度 630 メートルの地点を中心とする半径 1,400 メートルの円内の海面及び鉄道橋下流の矢崎川水面	衣浦海上保安署
東幡豆港	中柴海岸南端と寺部海岸南端とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	三河海上保安署
三河港（特定港）	橋田鼻灯台（北緯 34 度 45 分 56 秒、東経 137 度 10 分 12 秒）から 143 度 30 分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに汐川田原新橋、梅田川大崎橋、柳生川小池橋、豊川渡津橋、豊川放水路前芝大橋、佐奈川浜田橋及び音羽川永久橋各下流の河川水面	三河海上保安署
泉港	泉港西防波堤灯台（北緯 34 度 39 分 26 秒、東経 137 度 9 分 27 秒）から 219 度 30 分 120 メートルの地点を中心とする半径 500 メートルの円内の海面	三河海上保安署
福江港	畠村三角点（６．０メートル）（北緯 34 度 38 分 4 秒、東経 137 度 5 分 39 秒）を中心とする半径 1,000 メートルの円内の海面	三河海上保安署
伊良湖港	伊良湖岬灯台（北緯 34 度 34 分 46 秒、東経 137 度 58 秒）を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面中同灯台から 272 度 30 分 2,400 メートルの地点と 171 度 2,610 メートルの地点とを結んだ線から 200 メートルの距離にある北東側の線の南西側の部分を除いた海面	三河海上保安署

第２節　水底土砂に係る判定基準

項	項　　目	判定基準
１	アルキル水銀化合物	不検出
２	水銀又はその化合物	０．００５　ｍｇ／ℓ
３	カドミウム又はその化合物	０．１　　ｍｇ／ℓ
４	鉛又はその化合物	０．１　　ｍｇ／ℓ
５	有機りん化合物	１　　ｍｇ／ℓ
６	六価クロム化合物	０．５　　ｍｇ／ℓ
７	ひ素又はその化合物	０．１　　ｍｇ／ℓ
８	シアン化合物	１　　ｍｇ／ℓ
９	ＰＣＢ	０．００３　ｍｇ／ℓ
１０	銅又はその化合物	３　　ｍｇ／ℓ
１１	亜鉛又はその化合物	２　　ｍｇ／ℓ
１２	ふっ化物	１５　　ｍｇ／ℓ
１３	トリクロロエチレン	０．３　　ｍｇ／ℓ
１４	テトラクロロエチレン	０．１　　ｍｇ／ℓ
１５	ベリリウム又はその化合物	２．５　　ｍｇ／ℓ
１６	クロム又はその化合物	２　　ｍｇ／ℓ
１７	ニッケル又はその化合物	１．２　　ｍｇ／ℓ
１８	バナジウム又はその化合物	１．５　　ｍｇ／ℓ
１９	有機塩素化合物	４０　　ｍｇ
２０	ジクロロメタン	０．２　　ｍｇ／ℓ
２１	四塩化炭素	０．０２　　ｍｇ／ℓ
２２	１・２－ジクロロエタン	０．０４　　ｍｇ／ℓ
２３	１・１－ジクロロエチレン	１　　ｍｇ／ℓ
２４	シス－１・２－ジクロロエチレン	０．４　　ｍｇ／ℓ
２５	１・１・１－トリクロロエタン	３　　ｍｇ／ℓ
２６	１・１・２－トリクロロエタン	０．０６　　ｍｇ／ℓ
２７	１・３－ジクロロプロペン	０．０２　　ｍｇ／ℓ
２８	チウラム	０．０６　　ｍｇ／ℓ
２９	シマジン	０．０３　　ｍｇ／ℓ
３０	チオペンカルブ	０．２　　ｍｇ／ℓ
３１	ベンゼン	０．１　　ｍｇ／ℓ
３２	セレン又はその化合物	０．１　　ｍｇ／ℓ
３３	１・４－ジオキサン	０．５　　ｍｇ／ℓ
３４	ダイオキシン類	１０　　ｐｇ-TEQ／ℓ

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第５条第１項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令

（昭和４８年２月１７日　総理府令第６号

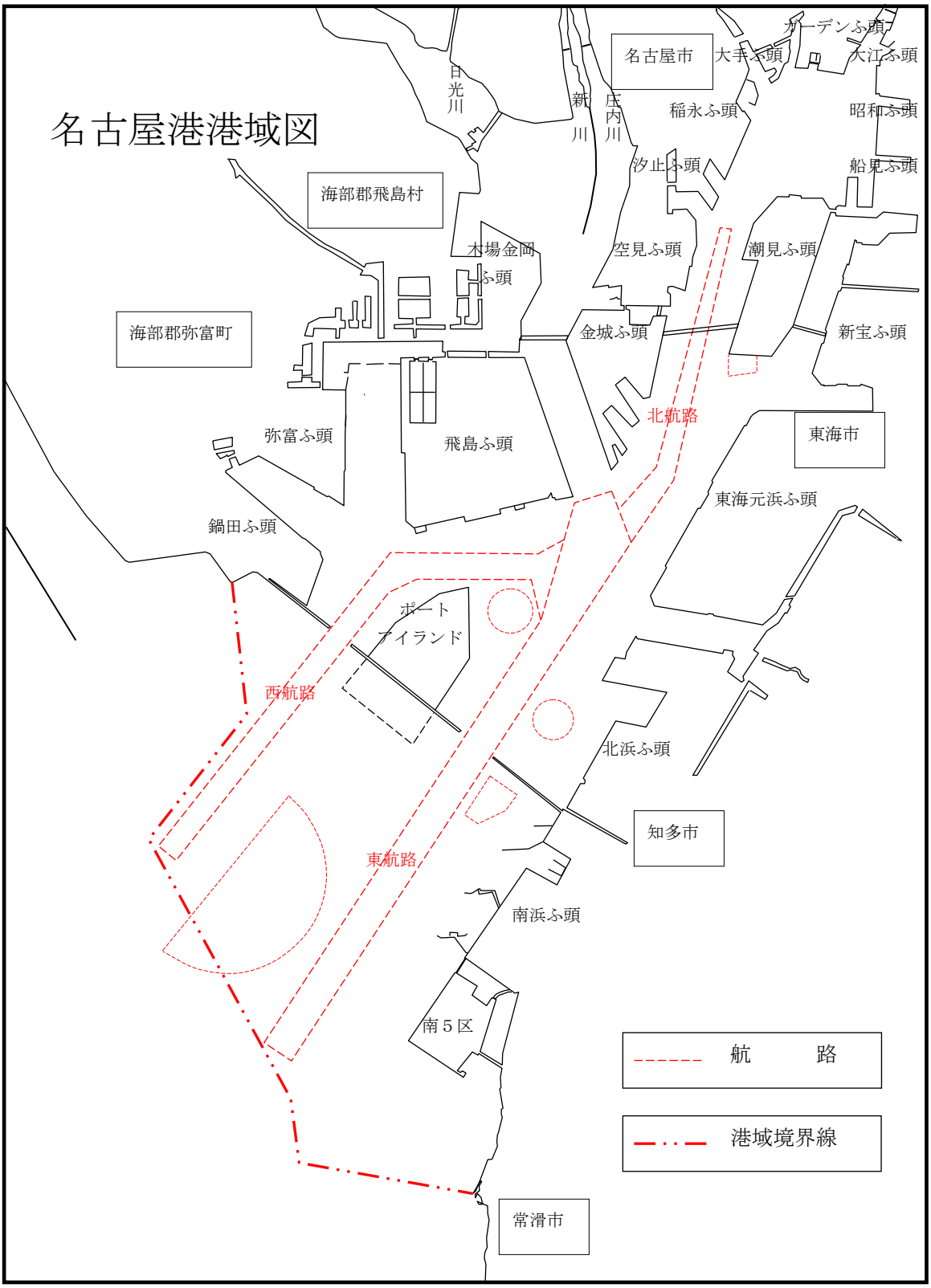
名古屋港港域図
日光川
新川
圧内川
名古屋市
ガーデンふ頭
大手ふ頭
大江ふ頭
稲永ふ頭
昭和ふ頭
汐止ふ頭
船見ふ頭
海部郡飛島村
木場金岡ふ頭
空見ふ頭
潮見ふ頭
海部郡弥富町
金城ふ頭
新宝ふ頭
北航路
弥富ふ頭
飛島ふ頭
東海市
東海元浜ふ頭
鍋田ふ頭
ポートアイランド
西航路
北浜ふ頭
知多市
東航路
南浜ふ頭
南５区
航　路
港域境界線
常滑市

伊勢湾海域図

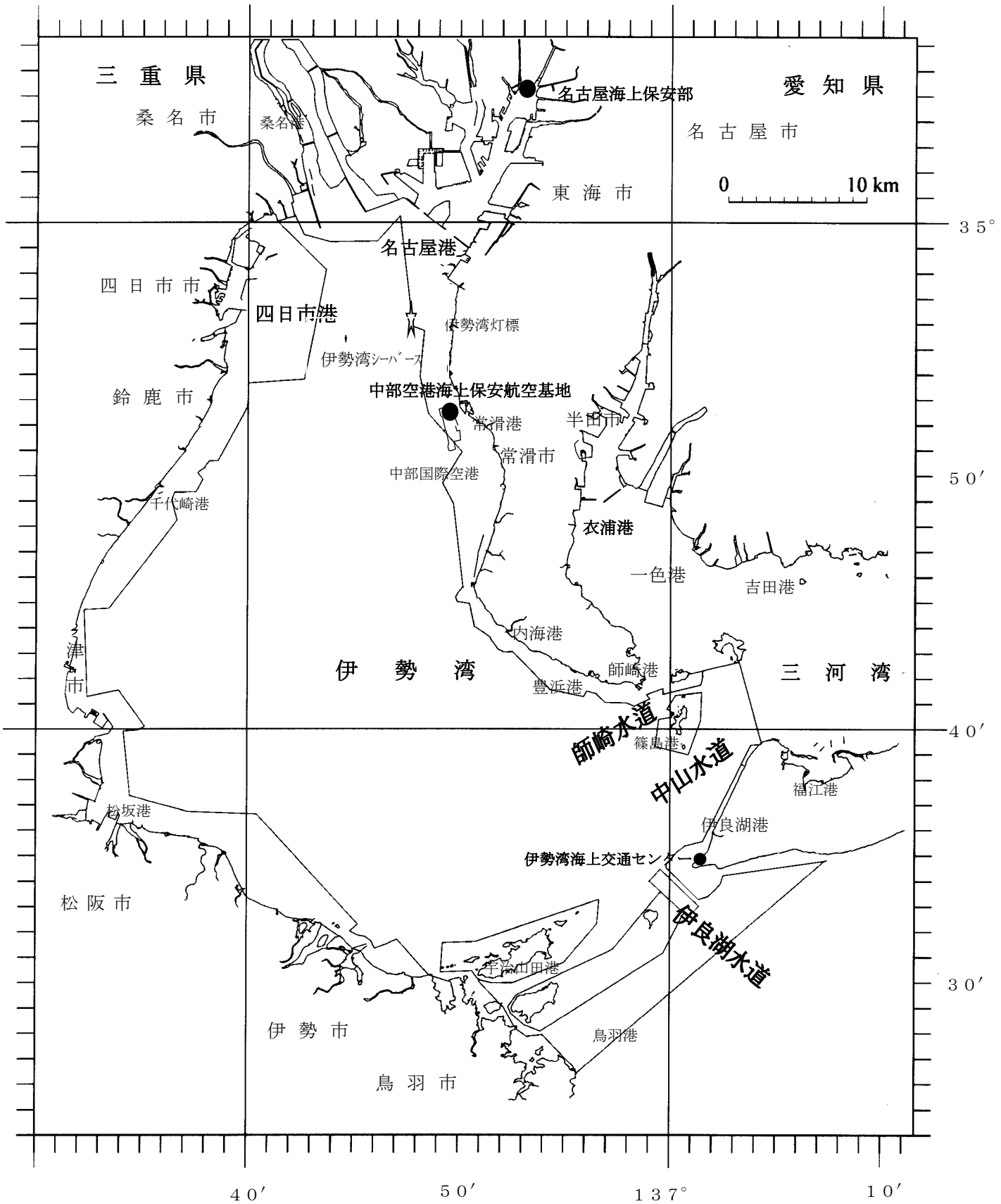
三　重　県
桑　名　市
桑名港
名古屋海上保安部
愛　知　県
名　古　屋　市
0　10 km
東　海　市
名古屋港
四　日　市　市
四日市港
伊勢湾灯標
伊勢湾シーバース
鈴　鹿　市
中部空港海上保安航空基地
常滑港
半田市
常滑市
中部国際空港
千代崎港
衣浦港
一色港
吉田港
内海港
津
市
伊　勢　湾
師崎港
三　河　湾
豊浜港
師崎水道
篠島港
中山水道
福江港
松坂港
伊良湖港
伊勢湾海上交通センター
松　阪　市
伊良湖水道
津ヶ山田港
伊　勢　市
鳥羽港
鳥　羽　市
35°
50′
40′
30′
40′
50′
137°
10′

三河湾海域図

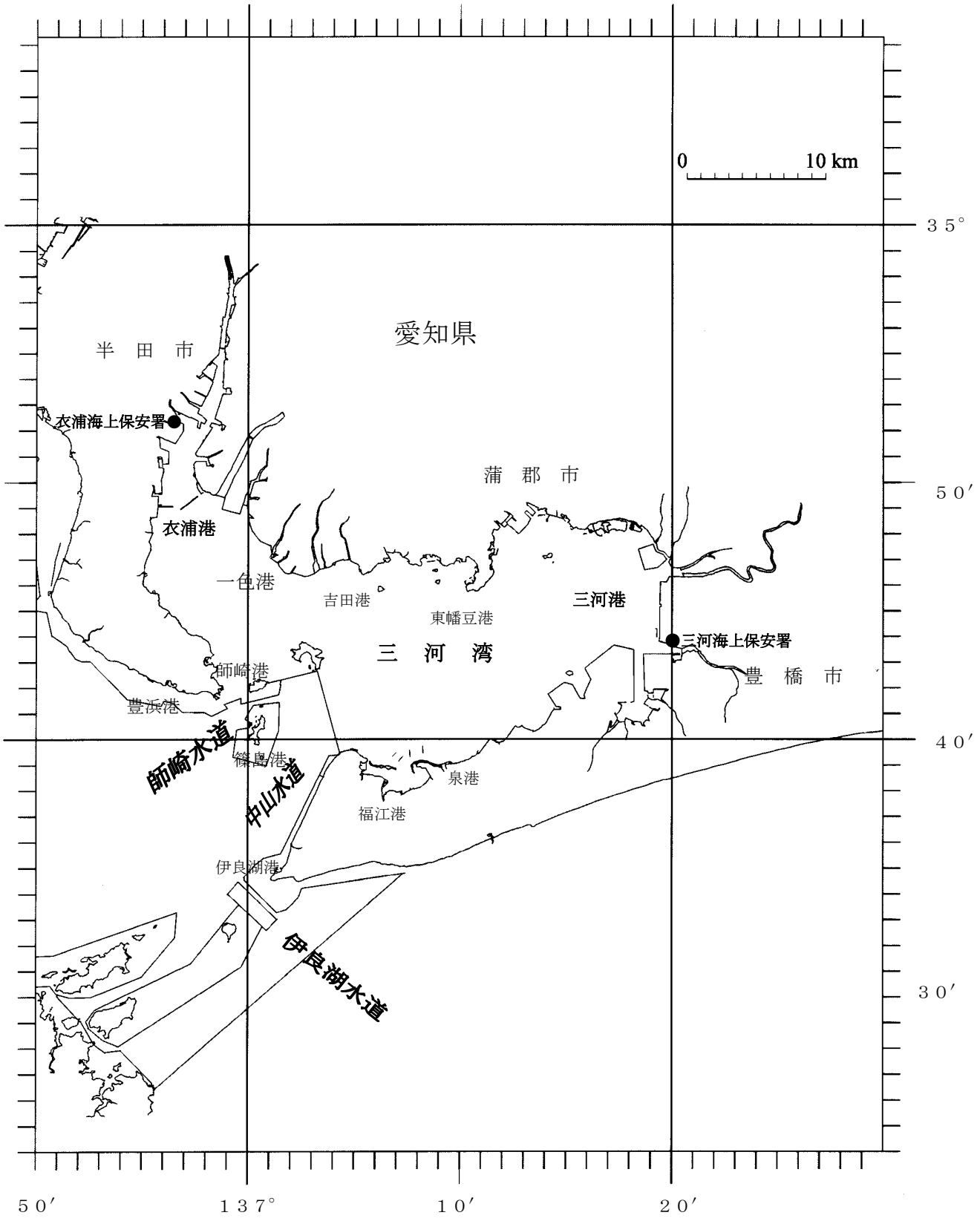
0
10 km
３５°
５０′
４０′
３０′
５０′
１３７°
１０′
２０′
愛知県
半　田　市
衣浦海上保安署
衣浦港
蒲　郡　市
一色港
吉田港
東幡豆港
三河港
三河海上保安署
三　河　湾
豊　橋　市
師崎港
豊浜港
師崎水道
篠島港
中山水道
泉港
福江港
伊良湖港
伊良湖水道